

ボランティア清掃活動にご協力いただきみなさまへ



ボランティアで地域の清掃活動をされる方は、次の事項をよくお読みいただき、厳守いただきますようお願いいたします。

1) クリーンセンター搬入時の分別の種類は下記の種類です。

- ①焼却ごみ類（汚れたプラスチック製容器類、ペットボトル類含む）
- ②空き缶類
- ③その他ごみ類（空き缶以外の金属類、飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類）

2) 地域のごみ集積所にてボランティア清掃用袋で出せる分別の種類は下記の種類です。

- ①焼却ごみ類（汚れたプラスチック製容器類、ペットボトル類、刈草含む）
 - ②破碎ごみ類
 - ③陶器・ガラス類
- ※空き缶類、飲・食料用ガラスびん類に関しては、対象日に袋などから出してコンテナへ出していただくようお願いいたします。

3) 水分を含むものは十分に乾燥させてください。

刈り取られた草など、水分を含む場合は十分に乾燥させて、焼却ごみ類として出してください。多量の刈草をクリーンセンターへ搬入される場合は、事前にクリーンセンターに相談してください。

4) 適正にごみ袋を使用してください。

市から「清掃活動等に伴うごみ袋交付申請書」により、ごみ袋の交付を受けた場合は申請された用途でのみごみ袋を使用し、第三者へ譲渡しないでください。交付を受けたごみ袋が余った場合は、必ずクリーンセンターまたは環境政策課へ返却してください。

※1箇所の集積所に1度に30袋以上排出される場合は事前に連絡をお願いします。

【注意】

◇クリーンセンターへの搬入申請については事前申請が必要です。

◇当日申請の場合、長時間お待ちいただくことになります。

◇搬入時は、ごみ搬入許可証をご持参ください。

◇クリーンセンターへ搬入される場合で、ボランティア清掃を雨天等の理由により延期・中止された場合は、必ず事前にクリーンセンターへ連絡してください。

◇粗大ごみについては、クリーンセンターへ連絡してください。

◇処理困難物（ガスボンベ、薬品など危険物、バッテリー、タイヤなど自動車部品、消火器、バイク、農機具など）や粗大ごみは、原則として受け入れできません。処理方法については、クリーンセンターまでご相談ください。

◇ボランティア清掃に伴って集められるごみは、家庭から出るごみに比べ、泥等の付着による汚れがひどく、通常の処理（リサイクル等）が困難なため、通常の分別方法とは異なりますので注意してください。

○問い合わせ先○

クリーンセンター（資源循環推進課）

TEL: 077-562-6361 / FAX: 077-566-1694